

令和7年度

屋久島町会計年度任用職員募集要項

【 観光まちづくり課 】

1 受付期間

令和7年2月10日（月）～2月21日（金）

※土日、祝日を除く。郵送の場合は必着です。

2 募集人数及び職務内容

職 種	募集 人数	主な職務内容
観光施設維持管理作業員 ①北部観光施設 ②南部観光施設 ③屋久杉自然館	3人 (①～③ 各1名)	①北部観光施設（10施設）の美化清掃及び維持管理、町内観光案内板新設・補修、担当課の所管するその他の観光施設の維持管理、その他担当課所管の業務補助 ②南部観光施設（13施設）の美化清掃及び維持管理、町内観光案内板新設・補修、担当課の所管するその他の観光施設の維持管理、その他担当課所管の業務補助 ③屋久杉自然館周辺の景観維持作業及び施設の維持管理業務

※職種(①～③)については、受験者の希望、面接の結果に応じて決定します。

3 勤務条件

任用期間	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 令和7年4月1日～令和8年3月31日
勤務日	①、②(北部観光施設、南部観光施設) 週5日(月曜日～金曜日) ③(屋久杉自然館) シフト制 月20日程度
勤務時間	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 8:30～17:15 ※休憩時間60分
休日	①、②(北部観光施設、南部観光施設) 週休日:土曜日及び日曜日 休日:国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日) ③(屋久杉自然館) 施設休館日(第1火曜日(5月、8月は除く)・年末年始12月29日～1月1日) 他シフト制
勤務場所	①北部観光施設等(10施設) ※詳細は別紙のとおり ②南部観光施設等(13施設) ※詳細は別紙のとおり ③屋久杉自然館

給 与	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 月額 197,400 円～ ※人事院勧告に伴う給料表の改定により、報酬額等が改定される場合があります。
諸 手 当	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 通勤手当(通勤距離に応じて変動あり) ※その他、一定の要件を満たした場合、各種手当を支給します。
社会保険等	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 健康保険、厚生年金、雇用保険等の適用あり
災 害 補 償	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 公務災害補償制度が適用されます。
休 暇	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 任用期間等に応じて年次有給休暇を付与するほか、条例等の定めるところにより、 病気(無給)・介護(無給)・結婚・忌引・夏季休暇等の付与があります。
服 務	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) 会計年度任用職員は、一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各 規定が適用されます。 ※フルタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事の制限(第 38 条)に より自営及びアルバイト等は禁止されています。
そ の 他	①～③(北部観光施設、南部観光施設、屋久杉自然館) ・給与等支払日 毎月 21 日 ・人事評価あり(2 回/年度) ・健康診断等受診及びストレスチェック受験必須 ①、②(北部観光施設、南部観光施設) ・業務中の移動については、公用車 1 台(軽トラック AT)を貸与します。

4 受験資格 (①～③共通)

応募にあたり、特別な資格は必要ありませんが、地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方の受験はできません。

(1) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) 屋久島町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法が改正された場合は、その定めるところによります。

※外国籍の方も受験できます。ただし、合格した場合でも、任用日において就労が制限される在留資格の方は任用されません。

5 試験方法 (①～③共通)

書類選考	勤務条件等との合致に関して審査、選考します。
個別面接	書類選考を通過した方を対象に職務適正等を評価する面接を実施します。令和7年2月28日(金)までに面接日時等を連絡します。

6 面接及び合格発表の日時・場所 (①～③共通)

面接日	令和7年3月初旬～中旬
面接場所	屋久島町役場 本庁舎
合格発表	令和7年3月下旬に合格者に通知します。 ※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7 応募の方法 (①～③共通)

提出書類	指定の申込書又は市販の履歴書(3か月以内の顔写真の貼付が必須) ※申込書は、役場本庁の各担当課と各出張所で配付します。また町ホームページからもダウンロードできます。 ※市販の履歴書にて申し込む場合は、希望する職種を書面に記入しておいてください。
提出期間	令和7年2月10日(月)～2月21日(金)の間
提出方法	以下のいずれかによる。 ①役場本庁、各出張所に持参する。 ②郵送する。(郵送の場合は、提出期間内に必着とする。) ③メールによる提出 記入した申込書又は履歴書をPDF(カラー)に加工したもの
申込先	【郵送の場合】 〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20 屋久島町役場観光まちづくり課 観光推進係 宛て 【メールの場合】 kankou@town.yakushima.kagoshima.jp (メールの件名に「観光施設維持管理作業員会計年度職員応募」と記載をお願いします。)

8 個人情報の取り扱いについて (①～③共通)

申込書及び履歴書に記載された個人情報については、屋久島町会計年度任用職員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

9 申込から採用まで (①～③共通)

- ① 申込書又は履歴書を提出 ⇒⇒ ② 受付期間終了後、書類選考を行い、募集条件と合致した方へのみ面接日時等を連絡 ⇒⇒ ③ 観光まちづくり課長等による面接を実施 ⇒⇒ ④ 合格発表後に採用となった場合、指定された初日に「任用通知書」を交付し、勤務開始
※採用は、令和7年4月1日の予定です。

10 その他（①～③共通）

- （1） 本募集は、令和7年度予算の成立を前提としたものです。本募集開始時点では令和7年度の予算は成立しておりません。従って、場合により本募集内容を変更する可能性があることをご承知の上、お申し込みください。
- （2） 合格発表後、受験資格のないこと又は申込書・履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合または任命権者が不相当と認めた場合に合格を取り消すことがあります。
- （3） 地方公務員法の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後一ヶ月間を良好な成績で勤務したときに会計年度職員として正式採用となります。
- （4） 任用期間は、1会計年度ですが、実地能力の実証の結果、再度任用・任期更新することが可能となっています。

【問い合わせ先】

屋久島町観光まちづくり課 観光推進係 岸
〒891-4292 熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
TEL : 0997-43-5900 (内線 236)
FAX : 0997-43-5905
Mail : kankou@town.yakushima.kagoshima.jp

別紙

①北部観光施設維持管理作業員業務従事場所及び内容

	従事場所	業務内容
1.	ふれあいパーク小瀬田（小瀬田）	トイレ・区域内の清掃及び維持管理
2.	火之上山緑地施設（宮之浦）	トイレ・区域内の清掃及び維持管理
3.	親水公園（宮之浦）	トイレの清掃
4.	なごりの松原（宮之浦）	トイレ・公園内の清掃及び維持管理
5.	矢筈公園（一湊）	トイレの清掃
6.	一湊海水浴場（一湊）	トイレ・駐車場・休憩舎等の清掃及び維持管理
7.	布引の滝公園（一湊）	トイレ・公園内の清掃
8.	一湊漁港（一湊）	トイレの清掃
9.	永田いなか浜（永田）	永田いなか浜景観整備施設の清掃及び維持管理
10.	横河公園（永田）	トイレの清掃
その他	島内一円	町内観光案内板新設・補修業務
		担当課の所管するその他の観光施設等の維持管理
		その他担当課所管の業務補助

②南部観光施設維持管理作業員業務従事場所及び内容

	従事場所	業務内容
1.	大川の滝（栗生）	トイレ・駐車場・遊歩道等清掃及び維持管理
2.	栗生漁港（栗生）	トイレ清掃及び維持管理
3.	栗生海水浴場（栗生）	トイレ・駐車場・東屋等清掃及び維持管理
4.	湯泊温泉（湯泊）	トイレ・更衣室・駐車場等清掃及び維持管理
5.	平内海中温泉（平内）	トイレ・駐車場等清掃及び維持管理
6.	山河公園（原）	トイレ清掃及び公園施設維持管理
7.	トローキの滝（麦生）	展望所・遊歩道等清掃及び維持管理
8.	サル川ガジュマル公園（平野）	公園清掃及び維持管理
9.	春田浜海水浴場（春牧）	トイレ・駐車場等清掃及び維持管理
10.	バリアフリー公衆トイレ（安房）	トイレ・駐車場清掃及び維持管理
11.	エコタウンあわほ駐車場（安房）	トイレ・駐車場等清掃及び維持管理
12.	荒川登山口	トイレ及び貯水槽周辺清掃及び維持管理
13.	淀川登山口	トイレ清掃及び維持管理
その他	島内一円	町内観光案内板新設・補修業務
		担当課の所管するその他の観光施設等の維持管理
		その他担当課所管の業務補助